

報告第2号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第2号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年2月12日

幕別町長 岡田 和夫

損害賠償の額の決定及び和解について

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

平成25年1月9日、午後4時00分頃、幕別町忠類白銀町415番地先の白銀台スキー場前の交差点において、公用車で忠類総合支所へ向かって町道忠類24号線を直進していたところ、右方向の白銀台スキー場から一時停止を怠って交差点に進入してきた相手方の乗用車の左前部と公用車の右後部ドアが衝突し、双方に物的損害が生じる事故が発生したことから、過失割合により計算した額を双方で賠償し、和解するものである。

